

公開用

令和3年5月定例会

春日部市教育委員会会議録

令和3年5月26日

春日部市教育委員会

I	期 日	令和3年5月26日 水曜日
II	場 所	春日部市教育センター 2階 会議室
III	開 会	13時30分
IV	閉 会	13時52分

V 教育長及び出席委員

教育長	鎌田 亨
教育長職務代理者	金森 良泰
教育委員	水沼 章文
教育委員	岡田 新司
教育委員	秋山 早苗

VI 説明のための出席者

【学校教育部】

学校教育部長	大川 裕之
学校教育部学務指導担当部長	舘野 俊之
学校教育部次長兼学校総務課長	篠原 直樹
学校教育部学務指導担当次長兼指導課長	大野 明彦
学校教育部参事兼施設課長	紺野 善一郎
指導課教職員担当課長	小野 誠

【社会教育部】

社会教育部長	関口 信義
社会教育部次長兼社会教育課長	神谷 司
社会教育部参事兼社会教育課生涯学習推進担当課長兼 視聴覚センター所長	木舟 宏美
社会教育部参事兼中央公民館長	矢野 仁史
文化財保護課長	中野 達也
文化財保護課担当課長兼郷土資料館長	實松 幸男
スポーツ推進課長	清水 一男

VII 書記

学校総務課 総務担当主幹	西川 宏之
学校総務課 総務担当主査	林 亮平

VIII 署名委員の指名

秋山委員

IX 会議に附した議案

議案第 24 号 正善小学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について

議案第 25 号 行政手続における押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の
制定について

議案第 26 号 春日部市文化財保護審議会への諮問について

議案第 27 号 春日部市公民館運営審議会委員の委嘱について

報告第 13 号 春日部市 21 歳のつどい実行委員会要綱の制定について

報告第 14 号 春日部市文化財保存活用地域計画策定庁内検討委員会要綱の制定につい
て

X 議題及び議事の概要

鎌田教育長

それでは、ただいまから5月定例教育委員会を開会いたします。

はじめに、本日の会議録署名委員を指名します。秋山委員、お願いします。

前回会議録（案）については、事務局より各委員に事前に配付しています。質疑等があれば、お聞かせ願います。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

事前に配付した会議録（案）のとおりでよろしいですね。

[「結構です」と言う人あり]

鎌田教育長

前回会議録（案）は、事前に配付した会議録のとおり承認されました。それでは事務局、会議終了後、前回署名委員の署名をいただいでください。

それでは議事に入ります。

はじめに、議案第24号 正善小学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結についてを議題としますが、議案第24号及び議案第25号については、6月市議会定例会に上程する議案に関する事項であるため、春日部市教育委員会会議規則第18条の規定により会議を非公開とします。

それでは、議案第24号について、説明を求めます。

紺野課長、お願いします。

紺野学校教育部参事（兼）施設課長

議案第24号、正善小学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について、提案理由及びその主な内容について説明申しあげます。

議案書の1ページをご覧ください。

初めに、提案理由でございますが、正善小学校校舎トイレ改修工事の請負契約を締結したく提案するものでございます。

工事名称は、正善小学校校舎トイレ改修工事でございます。

入札方法につきましては、地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づきまして、制限付一般競争入札を執行したところでございます。

契約内容でございますが、契約予定金額は、消費税および地方消費税の額を含め、1億6千4百67万円でございます。

契約の相手方は、正和工業株式会社、代表取締役、横田生樹でございます。

工期につきましては、契約の日から令和4年2月28日まででございます。

お手数ですが、別冊となっております、A3版を織り込みました図面1ページ目の案内

図、配置図をご覧ください。

本工事は、子ども達が一日の大半を過ごす学校におきまして、安心してトイレを利用し、より健康的、衛生的な生活を送ることができるよう、第2次春日部市総合振興計画に基づき、校舎トイレ改修工事を行うものでございます。

次に、2ページ、3ページ、4ページの平面図をご覧ください。

普通教室棟、管理特別教室棟の2棟にあるトイレ3系統を対象といたしまして、各階にあるトイレの全面リニューアル8箇所、トイレリフレッシュ改修1箇所と、併せて車椅子対応トイレを整備する改修工事でございます。

以上、ご審議のほど よろしくお願いいたします。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

私から1点、確認をお願いします。

今年度、トイレ改修工事が行われるのは、正善小以外にもあると思うのですが、冒頭の説明で議会に上程すると言いましたが、議会に上程する工事と、そうでない工事の違いについて説明をお願いします。

紺野課長、お願いします。

紺野学校教育部参事（兼）施設課長

春日部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づきまして、契約金額が1億5千万円以上の工事の請負をしようとするときには、議会に諮ることになります。

今回、工事を実施するのは、正善小学校、立野小学校、八木崎小学校の3校でございまして、立野小学校と八木崎小学校につきましては、契約金額が1億5千万円以上ではございませんので、議会に上程するものではないことから、契約の手続きを進めているところでございます。

以上でございます。

鎌田教育長

はい。ありがとうございます。

他にはありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第24号 正善小学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第24号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第25号 行政手続における押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

小野課長、お願いします。

小野指導課教職員担当課長

議案第25号、行政手続における押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由及びその主な内容につきまして、説明申し上げます。

議案書の2ページをご覧ください。

提案理由でございますが、行政手続における押印等の見直しに伴い、関係条例を一括して改正するため、条例を制定したく提案するものでございます。

次に、改正の主な内容について申し上げます。

議案書3ページをご覧ください。

この条例は、目次でございますとおり2章全3条及び附則で構成されております。

ここでは、春日部市教育委員会が所管する第2章、教育環境、第3条、春日部市教育職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正につきまして、説明申し上げます。

議案書5ページをご覧ください。

新旧対照表の表中、第2条、教育職員のサービスの宣誓につきましては、表の右側、改正前の署名し、とある規定を削るものです。

また、別記様式の第1号、学校栄養職員及び事務職員の宣誓書については、宣誓書の字句を改めるとともに、氏名の後にある丸印を削るものです。

別記様式の第2号、第1号に掲げる職員以外の教育職員の宣誓書についても、同様に宣誓書の字句を改めるとともに、氏名の後にある丸印を削るものです。

附則につきましては、この条例の施行期日を、公布の日からとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

水沼委員

行政手続における押印の見直しということですが、このことは今、大きくクローズアップされているかと思えます。

今回、この条例改正案ですが、これから先も教育委員会等が発するものについて公印というのが無くなるたびに、このような会議が行われるのでしょうか。

鎌田教育長

小野課長、お願いします。

小野指導課教職員担当課長

教育委員会から県の教育委員会等に提出させていただく書類に関しましては、県の方で様式が定められておりますので、県の押印廃止に伴って進めてまいりたいと考えております。

今回、このサービスの宣誓に関する条例のみ、市の様式を定めているものですので、これ以外に関しては会議で議事となることはございません。

以上でございます。

水沼委員

はい。分かりました。

鎌田教育長

今回、全庁的に他の部課で持っている条例を、一斉に変える中の一部で教育委員会に係る部分が、このサービスの宣誓に関する条例だけであるということ。これ以外には、教育委員会では条例改正は無いということです。従いまして今後、教育委員会では無いのですが市全体としては他の課で条例改正すべきものがあつた場合には、それぞれの担当課において議会へ上程していくことは有り得るという解釈でよろしいでしょうか。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長(兼)学校総務課長

条例に関する部分ということで、今回、ご審議いただいておりますが、規則や要綱は市全体で概ね600本くらいございます。こちらにつきましては7月1日を目途に政策課で取りまとめをしております。教育委員会に係る規則等の改正が生じた場合には、必要に応じて定例教育委員会に議事として上げさせていただく場合もあろうかと思っております。

今の説明につきましては、今後の手続きとなりますので、適宜、必要な時に報告等させていただくことになると思います。

以上でございます。

水沼委員

どうもありがとうございました。

鎌田教育長

他にはありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第25号 行政手続における押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第25号は、原案どおり可決と決しました。

会議の非公開を解き、これより、会議を公開とします。

次に、議案第26号 春日部市文化財保護審議会への諮問についてを議題とし、説明を求めます。

中野課長、お願いします。

中野文化財保護課長

議案26号、春日部市文化財保護審議会への諮問につきまして、その提案理由及び主な内容につきまして説明申し上げます。

議案書7ページをご覧ください。

提案理由でございますが、文化財の指定に関する調査審議について、春日部市文化財保護条例第5条第3項の規定に基づき諮問したく提案するものでございます。

文化財の指定にあたりましては、春日部市文化財保護条例で春日部市教育委員会は、あらかじめ春日部市文化財保護審議会に諮問しなければならないこととし、また審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、教育委員会に建議すると規定されておりますことから、これらの規定に基づき、文化財の指定について、春日部市文化財保護審議会の意見を求めるものでございます。

議案書8ページには諮問書の案、9ページには指定候補物件の一覧を掲載してございます。

指定候補物件の選定につきましては、市の歴史や文化、風土を顕著に表わすものなどの選定基準を踏まえ、審議会委員による資料調査を経て、文化財指定の可否について文化財保護審議会にて調査、審議するものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第26号 春日部市文化財保護審議会への諮問について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第26号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第27号 春日部市公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題とし、説明を求めます。

矢野館長、お願いします。

矢野社会教育部参事(兼)中央公民館長

議案第27号、春日部市公民館運営審議会委員の委嘱について、提案理由及び委員の候補者について、説明申し上げます。

議案書10ページをご覧ください。

はじめに、提案理由でございますが、春日部市公民館運営審議会委員の任期満了に伴い、春日部市公民館運営審議会条例第3条の規定に基づき、あらたに委員を委嘱いたしたく提案するものでございます。

次のページをご覧ください。

委員の候補者についてでございますが、学校教育関係者から2名、社会教育関係者から4名、家庭教育関係者から1名、そして、学識経験者として市内各地区から8名の合計15名の方のご推薦をいただいたものでございます。

なお、任期につきましては、令和3年6月1日から令和5年5月31日までの2年間でございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

私から1点、質問がございます。

15人の候補者名簿がございますが、この中で新しく委員になられる方、あるいは継続している方もいらっしゃるかと思いますが、この点をお聞かせ願います。

こちらは再任の妨げはございますか。この点も含めて矢野館長、お願いします。

矢野社会教育部参事(兼)中央公民館長

再任の妨げはございません。

今回、新たにご推薦いただいた方は、春日部市PTA連合会から染谷圭子様。粕壁地区自治会連合会から青柳孝雄様。5街区町会武里団地自治会協議会より谷口正憲様の3名でございます。

以上でございます。

鎌田教育長

他の方は再任ということですね。

矢野社会教育部参事(兼)中央公民館長
はい。

鎌田教育長
他にはありませんか。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長
ないようですので、これより採決をいたします。
議案第27号 春日部市公民館運営審議会委員の委嘱について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長
挙手全員であります。よって、議案第27号は、原案どおり可決と決しました。
以上で、議案の審議を終了し、報告に移ります。
はじめに、報告第13号 春日部市21歳のつどい実行委員会要綱の制定についてを議題とし、説明を求めます。
神谷課長、お願いします。

神谷社会教育部次長(兼)社会教育課長
報告第13号、春日部市21歳のつどい実行委員会要綱の制定について報告いたします。
議案書12ページをご覧ください。
本要綱は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止した令和3年成人式式典に代わり、参加者の人生の節目を祝福することを目的として開催する、21歳のつどいの企画と運営を、円滑に実施するために設置する、春日部市21歳のつどい実行委員会について定めたものです。
次に、議案書13ページをご覧ください。
主な内容でございますが、第3条の組織に関する規定において、委員は令和3年成人式実行委員会委員及びその他教育委員会が必要と認めた者のうちから選任するものとしております。
第5条において、実行委員会に委員長、副委員長及び監事を置き、委員の互選により定めることとしております。
第8条において、実行委員会の庶務は社会教育課において処理することを定めております。
なお、本要綱は、教育長決裁のあった日、令和3年4月15日から施行し、令和4年3

月 31 日をもって、その効力を失うこととしております。

報告第 13 号につきましては、以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

水沼委員

21 歳のつどい、こちらは大変素晴らしい計画だと思います。

ぜひ新型コロナウイルスが沈静化して実行できれば素晴らしいかなと考えております。

ちなみに、20 歳の成人式については従来どおり計画なさるのですね。

鎌田教育長

神谷課長、お願いします。

神谷社会教育部次長（兼）社会教育課長

20 歳の通常の成人式につきましても計画いたします。

21 歳のつどいは、今のところ 1 月 8 日に予定しておりまして、成人式は翌日の 9 日に行うことで準備を進めてまいります。

以上でございます。

水沼委員

教育委員会職員のご苦勞、ご察し申し上げます。

鎌田教育長

他にはありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第 14 号 春日部市文化財保存活用地域計画策定庁内検討委員会要綱の制定についてを議題とし、説明を求めます。

中野課長、お願いします。

中野文化財保護課長

報告第 14 号、春日部市文化財保存活用地域計画策定庁内検討委員会要綱の制定につきまして報告申し上げます。

議案書 15 ページをご覧ください。

本要綱につきましては、3 月定例教育委員会で報告第 10 号にて報告いたしましたとおり、春日部市文化財保存活用地域計画の策定にあたりまして、庁内関連計画等との整合性について調査審議するための庁内検討委員会を新たに設置するため、制定したものでござ

います。

次に、要綱の主な内容について説明申し上げます。

議案書16ページをご覧ください。

本要綱は、第1条から第9条までの全9条で構成されております。

第3条は、部長級の職員によって構成される庁内検討委員会の組織について定めたもので、第2項で社会教育部長を委員長に、第3項で総合政策部長を副委員長に、第4項では関係部署の5部長によって検討委員会を組織することを規定したものでございます。

第7条は、課長級の職員によって構成される検討部会について定めたものでございます。

議案書17ページをご覧ください。

同条第3項で文化財保護課長を部会長に、第4項で政策課長を副部会長に、第5項では、別表第2のとおり、関係課の7課長によって検討部会を組織することを規定したものでございます。

附則につきましては、この要綱の施行期日を教育長決裁のあった日、令和3年4月22日から施行するものでございます。

報告第14号につきましては、以上でございます。

よろしく願いいたします。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

以上で、報告を終了します。

それでは、次回教育委員会の日程をお願いします。

大川学校教育部長

6月定例会につきましては、6月24日、木曜日、午後1時30分から、教育センター2階視聴覚ホールでの開催を予定しております。

よろしく願いいたします。

鎌田教育長

以上で、5月定例教育委員会を閉会いたします。